



大津市公報

平成26年4月1日
号外(第26号)
発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○規則

55	大津市スポーツ推進審議会規則	1
56	大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則	2
57	大津市民体育館の管理運営に関する規則	18
58	大津市市民格技場の管理運営に関する規則	21
59	大津市教育キャンプ場の管理運営に関する規則	24
60	大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則	27
61	大津市大谷乗馬場の管理運営に関する規則	28
62	大津市市民運動広場の管理運営に関する規則	28
63	大津市市民プールの管理運営に関する規則	30
64	大津市スポーツ推進委員に関する規則	31
65	大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則	31
66	大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	47

○告示

85	公印の新調、廃止及び改刻について	47
86	情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について	49
87	平成26年度の一般廃棄物処理実施計画について	49

○企業局告示

6	公印の新調について	49
2	公印の廃止について	50

規則

大津市スポーツ推進審議会規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越直美

大津市規則第55号

大津市スポーツ推進審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、大津市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、その結果を答申する。

(委員の数等)

第3条 条例第3条の規定に基づき委嘱する委員の数は、次の各号に掲げる条例別表委員の構成欄に規定する委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 学識経験を有する者 2人以内
- (2) 市民団体から選出された者 3人以内
- (3) スポーツ関係団体から選出された者 6人以内
- (4) 関係事業者から選出された者 2人以内
- (5) 市長が行う委員の公募に応募した市民 2人以内

2 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、第1項第5号の委員を除き、再任されることができる。
 (会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 (会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 (関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
 (庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民部市民スポーツ課において処理する。
 (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第56号

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例(平成26年条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
 (条例第2条第3号の規則で定める事項)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 汚染土壌処理施設の種類(追加又は変更を伴う場合に限る。)
- (2) 汚染土壌処理施設の処理能力(増加する場合に限る。)
- (3) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態(特定有害物質の種類が増加し、又は汚染の程度が増大する場合に限る。)
- (4) 汚染土壌の処理の方法
- (5) 公共用水域への排水量(増加する場合に限る。)
- (事業計画書)

第3条 条例第5条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壌処理施設の設置の場所
- (3) 汚染土壌処理施設に係る事業場の名称
- (4) 事業者の事務所の所在地
- (5) 汚染土壌処理施設の種類
- (6) 汚染土壌処理施設の処理能力
- (7) 汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
- (8) 汚染土壌の処理の方法
- (9) セメントの品質管理の方法(セメント製造施設に限る。)
- (10) 保管設備の場所及び容量(汚染土壌の保管設備を設ける場合に限る。)
- (11) 再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壌処理施設についての汚染土壌処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号並びに再処理汚染土壌処理施設の種類及び処理能力
- (12) 事業経営計画概要書(施設の維持管理の体制及び計画を含む。)
- (13) 汚染土壌処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- (14) 汚染土壌の搬入及び搬出の時間並びに方法に関する計画
- (15) 汚染土壌処理施設の着工予定年月日及び使用開始予定年月日

(16) その他市長が必要と認める事項

- 2 条例第 5 条第 1 項の規定による事業計画書の提出は、汚染土壤処理施設設置事業計画書（様式第 1 号）に、同条第 2 項に規定する生活環境保全対策書のほか、次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。
- (1) 汚染土壤処理施設の周辺の見取図又は位置図（施設の現状配置がわかるもの）
 - (2) 事業用地の計画平面図
 - (3) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書
 - (4) 事業者が事業用地の所有権原を有しない場合には、使用権原を有することを証する書類
 - (5) 汚染土壤処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (6) 汚染土壤処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (7) 汚染土壤処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
 - (8) 埋立処理施設以外の汚染土壤処理施設にあっては、汚染土壤の処理工程図
 - (9) 埋立処理施設にあっては、災害防止のための計画
 - (10) 汚水・排出水処理計画書（汚泥等の処理計画を含む。）
 - (11) 地下水の水質測定方法
 - (12) 大気有害物質排出処理計画書
 - (13) 事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (14) 事業者が個人である場合には、住民票の写し
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
（生活環境保全対策書）

第4条 条例第 5 条第 2 項の規則で定める事項は、生活環境の保全のための対策を講じた場合に予想される効果とする。

- 2 条例第 5 条第 2 項の生活環境保全対策書は、生活環境保全対策書（様式第 2 号）によるものとする。
(条例第 7 条の規則で定める事項)

第5条 条例第 7 条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 汚染土壤処理施設の設置の場所
- (3) 汚染土壤処理施設の種類
- (4) 汚染土壤処理施設の処理能力
- (5) 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態
- (6) 縦覧の期間及び時間
- (7) 関係住民は意見書を提出することができる旨
- (8) 意見書の提出先、提出期限及び提出方法

（周知計画書）

第6条 条例第 8 条の周知計画書は、汚染土壤処理施設設置事業計画周知計画書（様式第 3 号）によるものとする。

（説明会等）

第7条 事業者は、条例第 9 条第 1 項の規定により説明会を開催しようとするときは、できる限り説明会に参加する者の参考の便を考慮して開催日時及び開催場所を定めるものとする。

- 2 事業者は、関係住民から要請があった場合又は事業者が必要と認める場合は、説明会を開催すべき地域を 2 以上の区域に区分して当該区域ごとに説明会を開催することができる。
- 3 事業者は、説明会において、関係住民に対し、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布するとともに、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めなければならない。
- 4 事業者は、説明会に参加した者からの質問、要望等に対し、誠意をもって応答しなければならない。
- 5 事業者は、前項の質問、要望等に対して十分な回答を行うため、必要に応じて補佐する者を同席させることができる。
- 6 事業者は、説明会において、関係住民に対し、条例第 10 条に規定する意見書を市長に提出することができる旨並びにその提出先及び提出期限を説明しなければならない。
- 7 条例第 9 条第 4 項の規定による報告は、周知に関する実施状況報告書（様式第 4 号）を、次に掲げる書類及び図面を添付の上、市長に提出して行うものとする。

- (1) 説明会で配布し、又は使用した書類及び図面
- (2) 説明会の開催以外の方法による事業計画の周知において使用した書類及び図面
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

（意見書）

第8条 条例第10条第1項の意見書は、生活環境の保全上の見地からの意見書（様式第5号）によるものとする。
(見解書)

第9条 条例第11条第1項の見解書は、意見書に対する見解書（様式第6号）によるものとする。

2 条例第11条第2項の規定による見解書に記載した内容の周知は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 説明会の開催

(2) 関係住民への文書の配布又は回覧

3 条例第11条第3項の規定による報告は、見解書に係る周知状況報告書（様式第7号）を、次に掲げる書類及び図面を添付の上、市長に提出して行うものとする。

(1) 見解書の周知に使用し、又は配布した書類及び図面

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

4 第7条第1項から第3項までの規定は、第2項第1号の説明会について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第9条第1項」とあるのは「第9条第2項第1号」と、同条第3項中「事業計画の概要」とあり、及び「事業計画の内容」とあるのは「見解書に記載した内容」と読み替えるものとする。

(事業計画書等の変更の届出)

第10条 条例第14条第1項の規定による事業計画書等の内容の変更の届出は、汚染土壌処理施設設置事業計画書等変更届（様式第8号）を市長に提出して行うものとする。

2 条例第14条第2項の規則で定める変更是、公害防止設備の改善その他の生活環境の維持及び向上の見地から支障がないと認められる変更とする。

3 条例第14条第3項の規定による周知計画書の内容の変更の届出は、汚染土壌処理施設設置事業計画周知計画書変更届（様式第9号）を市長に提出して行うものとする。

(廃止届)

第11条 条例第15条第1項の規定による事業計画の廃止の届出は、汚染土壌処理施設設置事業計画廃止届（様式第10号）を市長に提出して行うものとする。

(あっせん)

第12条 条例第16条第1項の規定によるあっせんの申請は、汚染土壌処理施設設置事業計画に係るあっせん申請書（様式第11号）を市長に提出して行うものとする。

2 市長は、条例第16条第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、その旨を当事者に通知するものとする。

3 市長は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

(公表)

第13条 条例第19条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 汚染土壌処理施設の設置の場所

(3) 違反の事実及び勧告の内容

(4) 公表に至った経緯

(書類等の提出部数)

第14条 条例及びこの規則の規定により、市長に提出しなければならない書類の提出部数は、次の各号に掲げる書類の区分に応じ、当該各号に定める部数とする。ただし、市長は、必要に応じて副本の提出部数を増減することができる。

(1) 様式第1号及び様式第2号（添付書類及び図面を含む。） 正本1部及び副本3部

(2) 前号に掲げる様式以外の様式（添付書類及び図面を含む。） 正本1部及び副本1部

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

汚染土壤処理施設設置事業計画書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、汚染土壤処理施設の設置に係る事業計画書を提出します。

1 汚染土壤処理施設の設置の場所	
2 汚染土壤処理施設に係る事業場の名称	
3 事業者の事務所の所在地	
4 汚染土壤処理施設の種類	
5 汚染土壤処理施設の処理能力	
6 汚染土壤処理施設において処理する汚染土壤の特定有害物質による汚染状態	
7 汚染土壤の処理の方法	
8 セメントの品質管理の方法（セメント製造施設に限る。）	
9 保管設備の場所及び容量（汚染土壤の保管設備を設ける場合に限る。）	
10 再処理汚染土壤処理施設に係る事業場の名称及び所在地、再処理汚染土壤処理施設についての汚染土壤処理業の許可をした都道府県知事及び許可番号、再処理汚染土壤処理施設の種類及び処理能力	
11 事業経営計画概要書（施設の維持管理の体制及び計画を含む。）	
12 汚染土壤処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
13 汚染土壤の搬入及び搬出の時間並びに方法に関する計画	
14 汚染土壤処理施設の着工予定年月日及び使用開始予定年月日	
備考	

添付書類

- (1) 生活環境保全対策書（様式第 2 号）
- (2) 汚染土壤処理施設の周辺の見取図又は位置図（施設の現状配置がわかるもの）
- (3) 事業用地の計画平面図、
- (4) 事業用地の公図の写し及び登記事項証明書
- (5) 事業者が事業用地の所有権原を有しない場合には、使用権原を有することを証する書類
- (6) 汚染土壤処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
- (7) 汚染土壤処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (8) 汚染土壤処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
- (9) 埋立処理施設以外の汚染土壤処理施設にあっては、汚染土壤の処理工程図
- (10) 埋立処理施設にあっては、災害防止のための計画
- (11) 汚水・排出水処理計画書（汚泥等の処理計画を含む。）
- (12) 地下水の水質測定方法
- (13) 大気有害物質排出処理計画書
- (14) 事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (15) 事業者が個人である場合には、住民票の写し
- (16) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

様式第 2 号（第 4 条関係）**生活環境保全対策書**

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、生活環境保全対策書を提出します。

1 大気汚染

(1) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての予測

(2) 予測に基づく生活環境の保全のための対策

(3) 生活環境の保全のための対策を講じた場合に予想される効果

2 水質汚濁

(1) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての予測

(2) 予測に基づく生活環境の保全のための対策

(3) 生活環境の保全のための対策を講じた場合に予想される効果

3 騒音

(1) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての予測

(2) 予測に基づく生活環境の保全のための対策

(3) 生活環境の保全のための対策を講じた場合に予想される効果

4 振動

(1) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての予測

(2) 予測に基づく生活環境の保全のための対策

(3) 生活環境の保全のための対策を講じた場合に予想される効果

5 悪臭

(1) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての予測

(2) 予測に基づく生活環境の保全のための対策

(3) 生活環境の保全のための対策を講じた場合に予想される効果

6 土壌汚染

(1) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての予測

(2) 予測に基づく生活環境の保全のための対策

(3) 生活環境の保全のための対策を講じた場合に予想される効果

7 搬出入車両

(1) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての予測

(2) 予測に基づく生活環境の保全のための対策

(3) 生活環境の保全のための対策を講じた場合に予想される効果

8 その他 ()

(1) 周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての予測

(2) 予測に基づく生活環境の保全のための対策

(3) 生活環境の保全のための対策を講じた場合に予想される効果

備考 周辺地域の生活環境に及ぼす影響が著しく軽微であることが明らかな項目については、当該項目に係る(2)及び(3)の記載を省略することができる。

様式第 3 号（第 6 条関係）

汚染土壤処理施設設置事業計画周知計画書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号（ ） -

大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 8 条の規定に基づき、周知計画書を提出します。

事業計画書提出年月日		
汚染土壤処理施設の設置の場所		
説明会に関する事項	開催予定日時	
	開催予定場所	
	開催の周知方法	
	対象地域	
	配布する書類又は図面	
その他の周知方法に関する事項	周知方法	
	対象地域	
	配布する書類又は図面	

様式第 4 号(第 7 条関係)

周知に関する実施状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号() -

大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第 9 条第 4 項の規定に基づき、周知に関する実施状況を報告します。

事業計画書提出年月日		
汚染土壤処理施設の設置の場所		
説明会に関する事項	開催日時	
	開催場所	
	対象地域	
	参加人数	
	内容及び意見の集約並びに今後の対応	
その他の周知方法に関する事項	周知時期	
	周知方法	
	対象地域	
	周知の内容及び意見の集約並びに今後の対応	

様式第 5 号（第 8 条関係）

生活環境の保全上の見地からの意見書

年 月 日

(宛先)

大津市長

関係住民 住所

氏名

印

電話番号 () -

大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第10条第1項の規定に基づき、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出します。

意見の対象となる事業者の氏名又は名称	
汚染土壤処理施設の設置の場所	
意 見 の 区 分	大気汚染 ・ 水質汚濁 ・ 騒音 ・ 振動 悪臭 ・ 土壤汚染 ・ 搬出入車両 ・ その他
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限る。）	

様式第 6 号（第 9 条関係）

意見書に対する見解書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第11条第1項の規定に基づき、意見書に対する見解書を提出します。

汚染土壤処理施設の設置の場所	
意見の要旨	
意見に対する見解	

様式第7号(第9条関係)**見解書に係る周知状況報告書**

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号() -

大津市汚染土壌処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第11条第3項の規定に基づき、見解書に係る周知状況を報告します。

事業計画書提出年月日	
汚染土壌処理施設の設置の場所	
周知時期	
周知方法	
対象地域 (説明会の場合は対象地域及び開催場所)	
その他 (説明会の場合は参加人数)	
周知(説明会)の内容及び意見の集約並びに今後の対応	

様式第 8 号（第10条関係）

汚染土壤処理施設設置事業計画書等変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

電話番号（ ） -

事業計画書等の内容を変更したいので、大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条第1項の規定に基づき、届け出ます。

事業計画書提出年月日		
汚染土壤処理施設の設置の場所		
変更に係る事項	変更前	変更後

様式第9号(第10条関係)

汚染土壤処理施設設置事業計画周知計画書変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号() -

周知計画書の内容を変更したいので、大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第14条第3項の規定に基づき、届け出ます。

事業計画書提出年月日		
汚染土壤処理施設の設置の場所		
周知計画書提出年月日		
変更に係る事項	変更前	変更後

様式第10号（第11条関係）

汚染土壤処理施設設置事業計画廃止届

年 月 日

(宛先)
大津市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号 () -

事業計画を廃止したいので、大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第15条第1項の規定に基づき、届け出ます。

事業計画書提出年月日	
汚染土壤処理施設の設置の場所	
汚染土壤処理施設の種類	
事業計画廃止年月日	
事業計画廃止の理由	

様式第11号(第12条関係)

汚染土壤処理施設設置事業計画に係るあっせん申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

電話番号() -

大津市汚染土壤処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第16条第1項の規定に基づき、あっせんを申請します。

汚染土壤処理施設の設置の場所	
汚染土壤処理施設の種類	
紛争の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
あっせんを申請する理由	
交渉経過の概要	

大津市民体育館の管理運営に関する規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第57号

大津市民体育館の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市民体育館条例（昭和54年条例第24号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、市民体育館（以下「体育館」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 体育館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（大津市和邇市民体育館にあっては、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日以後最初に到来する休日でない日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第3条 体育館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の申請及び許可)

第4条 条例第3条の規定により体育館の使用の許可を受けようとする者は、市民体育館使用許可申請書（様式第1号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の規定による体育館の使用の許可の申請があった場合は、これを審査の上その可否を決定し、体育館の使用を許可するときは、市民体育館使用許可書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用許可を受けた事項の変更等)

第5条 体育館の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、体育館の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、館長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 使用者は、体育館の使用を取りやめるときは、速やかに館長に届け出なければならない。

(使用の制限)

第6条 条例第4条第2項第3号の管理上支障がある場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 営利を目的とすると認められるとき。

(2) その他館長が不適当と認めるとき。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する旧市民体育館使用許可申請書（大津市民体育館の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（平成23年教育委員会規則第5号）附則第2項の規定により、なお使用することができることとされた同項に規定する市民体育館使用許可申請書をいう。）及び旧市民体育館使用許可書（同項の規定により、なお使用することができることとされた同項に規定する市民体育館使用許可書をいう。）は、この規則の施行後においても、当分の間、なお使用することができる。

様式第 1 号(第 4 条関係)

市民体育館使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市 市民体育館長

使用者(団体)名

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、市民体育館の使用の許可を申請します。

行事名称	開始時間	終了時間	使用施設	使用目的	人数	使用料
				施設使用料計		
減免区分				加算使用料計		
使用責任者				減免使用料計		
使用責任者の電話番号				合計		
備考						

様式第 2 号(第 4 条関係)

市民体育館使用許可書

年 月 日

使用者(団体)名

住 所

氏 名

代表者名

電話番号

大津市 市民体育館長

次のとおり、市民体育館の使用を許可します。

行事名称	使用期日	開始時間	終了時間	使用施設	使用目的	人数	使用料
				施設使用料計			
減免区分				加算使用料計			
使用責任者				減免使用料計			
使用責任者の電話番号				合計			
備考							

大津市市民格技場の管理運営に関する規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第58号

大津市市民格技場の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市市民格技場条例（昭和61年条例第4号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、大津市市民格技場（以下「格技場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 格技場の休場日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(開場時間)

第3条 格技場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の申請及び許可)

第4条 条例第3条第1項の規定により格技場の使用の許可を受けようとする者は、市民格技場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による格技場の使用の許可の申請があった場合は、これを審査の上その可否を決定し、格技場の使用を許可するときは、市民格技場使用許可書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用許可を受けた事項の変更等)

第5条 格技場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、格技場の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 使用者は、格技場の使用を取りやめるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

市民格技場使用許可申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

使用者(団体)名

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、市民格技場の使用の許可を申請します。

行事名称						
使用期日	開始時間	終了時間	使用施設	使用目的	人数	使用料
減免区分			施設使用料計			
使用責任者の氏名			減免使用料計			
使用責任者の電話番号			合計			
備考						

様式第 2 号(第 4 条関係)

市民格技場使用許可書

年　月　日

使用者(団体)名

住 所

氏 名

代表者名

電話番号

大津市長 印

次のとおり、市民格技場の使用を許可します。

行 事 名 称						
使 用 期 日	開 始 時 間	終 了 時 間	使 用 施 設	使 用 目 的	人 数	使 用 料
減 免 区 分			施 設 使 用 料 計			
使 用 責 業 者 の 氏 名			減 免 使 用 料 計			
使 用 責 業 者 の 電 話 番 号			合 计			
備 考						

大津市教育キャンプ場の管理運営に関する規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第59号

大津市教育キャンプ場の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市教育キャンプ場条例（昭和49年条例第35号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、大津市教育キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開設期間)

第2条 キャンプ場の開設期間は、毎年1月4日から12月28日までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第3条の規定によりキャンプ場の使用の許可を受けようとする者は、キャンプ場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定によるキャンプ場の使用の許可の申請があった場合は、これを審査の上その可否を決定し、キャンプ場の使用を許可するときは、キャンプ場使用許可書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用を受けた事項の変更等)

第4条 キャンプ場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、キャンプ場の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 使用者は、キャンプ場の使用を取りやめるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(使用の制限)

第5条 条例第4条第2項第3号の管理上支障がある場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 営利を目的とすると認められるとき。
- (2) その他市長がキャンプ場の使用について管理上不適当と認めるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 3 条関係)

キャンプ場使用許可申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

使用者(団体)名

住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、キャンプ場の使用の許可を申請します。

行 事 名 称				
	集合 予 定 人 数			人
使 用 期 日	開 始 時 間	終 了 時 間	使 用 施 設	使 用 目 的
使 用 責 任 者 名				
使 用 責 任 者 の 電 話 番 号				
備 考				

様式第 2 号 (第 3 条関係)

キャンプ場使用許可書

年 月 日

使用者(団体)名

住 所

氏 名

代表者名

電話番号

大津市長 印

次のとおり、キャンプ場の使用を許可します。

行 事 名 称				集合予定人数	人
使 用 期 日	開 始 時 間	終 了 時 間	使 用 施 設	使 用 目 的	
使 用 責 任 者 名					
使 用 責 任 者 の 電 話 番 号					
備 考					

大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第60号

大津市立野外活動施設の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市立野外活動施設条例（平成17年条例第100号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、野外活動施設の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開場期間)

第2条 野外活動施設の開場期間は、毎年1月5日から12月27日までとする。ただし、市長及び条例第5条の規定に基づき野外活動施設の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に開場期間を変更することができる。

(休場日及び使用時間)

第3条 野外活動施設のキャンプ場、木工作等実習室、天体観測施設、宿泊棟及び人工登はん壁の休場日は、月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）とする。ただし、7月21日から8月31までの間の月曜日を除く。

2 野外活動施設の木工作等実習室又は天体観測施設を使用することができる時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 木工作等実習室 午前9時から午後5時まで

(2) 天体観測施設 午前9時から午後9時まで

3 野外活動施設の宿泊棟の宿泊室及び浴室を使用することができる時間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 宿泊室

ア 宿泊の場合 午後3時から翌日の午前10時まで

イ 昼間に使用する場合 午前11時から午後1時まで

(2) 浴室

ア 宿泊室に宿泊する者が使用する場合 午後3時から翌日の午前10時まで

イ アに掲げる者以外の者が使用する場合 午前11時から午後5時まで

4 市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に第1項の休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場し、及び前2項の使用時間を変更することができる。

(入場者の遵守事項)

第4条 野外活動施設の入場者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所定の場所以外で、火気を使用しないこと。

(2) ごみ等を投棄しないこと。

(3) 樹木を伐採しないこと。

(4) 他の入場者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。

(5) 設備、備品等を汚損し、又は毀損しないこと。

(6) キャンプ場、木工作等実習室、天体観測施設、宿泊棟の宿泊室若しくは会議室又は人工登はん壁（以下「キャンプ場等」という。）の使用を終了したときは、係員に申し出て、点検を受けること。

(7) その他係員の指示に従うこと。

(使用許可の申請)

第5条 条例第3条第1項の規定によりキャンプ場等の使用の許可を受けようとする者は、所定の申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可を受けた事項の変更等)

第6条 キャンプ場等の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、キャンプ場等の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、指定管理者に申し出てその承認を受けなければならない。

2 使用者は、キャンプ場等の使用を取りやめるときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(宿泊棟の附帯設備の利用料金の上限額)

第7条 条例第4条第4項の附帯設備の利用料金は、次のとおりとする。

種類	利用料金の上限額
調理器具	一式につき 1日1回ごと 100円

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、野外活動施設の管理運営について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市大谷乗馬場の管理運営に関する規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第61号

大津市大谷乗馬場の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市大谷乗馬場条例（昭和52年条例第1号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、大津市大谷乗馬場（以下「乗馬場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

第2条 乗馬場の休場日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長及び条例第9条の規定に基づき乗馬場の管理を行う者（以下「指定管理者」という。）は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休場日に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。

(1) 月曜日

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(開場時間)

第3条 乗馬場の開場時間は、午前9時から日没までとする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時にこれを変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市市民運動広場の管理運営に関する規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第62号

大津市市民運動広場の管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市市民運動広場条例（平成4年条例第3号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、市民運動広場（以下「運動広場」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可に係る使用時間帯)

第2条 条例第3条第1項の使用の許可をする運動広場の使用時間帯は、午前9時から午後5時までとする。ただし、和邏市民運動広場、下龍華市民運動広場及び堅田なぎさ市民運動広場にあっては、午後9時までとする。

(使用の申請及び許可)

第3条 条例第3条第1項の規定により運動広場の使用の許可を受けようとする者は、市民運動広場使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による運動広場の使用の許可の申請があった場合は、これを審査の上その可否を決定し、運動広場の使用を許可するときは、市民運動広場使用許可書（様式第2号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用許可を受けた事項の変更等)

第4条 運動広場の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、運動広場の使用の期日その他許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に申し出てその承認を受けなければならない。

2 使用者は、運動広場の使用を取りやめるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

市民運動広場使用許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

使用者（団体）名

住所

電話

使用責任者

氏名

氏名

電話

使 用 施 設	使 用 期 日	使 用 時 間	使 用 目 的	人 数	照 明 使用 時 間	使 用 料
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
集会室・会議室	月 日 曜日	: ~ :		人		円

上記のとおり大津市 市民運動広場を使用したいので、その許可を申請します。

様式第2号(第3条関係)

市民運動広場使用許可書

年 月 日

使用者(団体)名	使用責任者
住所	電話
氏名	氏名 様
	電話

使用施設	使用期日	使用時間	使用目的	人数	照明使用時間	使用料
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
運動広場・テニスコート	月 日 曜日	: ~ :		人	: ~ :	円
集会室・会議室	月 日 曜日	: ~ :		人		円

上記のとおり、大津市 市民運動広場の使用について許可します。

大津市長

印

大津市市民プールの管理運営に関する規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第63号

大津市市民プールの管理運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市市民プール条例(昭和50年条例第33号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、大津市市民プール(以下「プール」という。)の管理運営について必要な事項を定めるものとする。

(開場日及び開場時間)

第2条 プール(大津市富士見市民温水プールを除く。次項において同じ。)の開場日は、7月20日から8月31日までとする。ただし、市長及び条例第9条の規定に基づきプールの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に開場日に休場し、又は開場日以外の日に開場することができる。

2 プールの開場時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時にこれを変更することができる。

(大津市富士見市民温水プールの休館日等)

第3条 大津市富士見市民温水プールの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができます。

(1) 月曜日

(2) 12月27日から翌年1月6日まで

2 大津市富士見市民温水プールの開館時間は、午後1時から午後4時まで及び午後5時から午後8時までとする。ただし、条例第2条第2項に規定する和室、集会室、会議室及びトレーニング室の供用時間は午前9時から午後8時まで、同項に規定する浴場の供用時間は午前11時から午後5時までとする。

3 市長及び指定管理者は、特に必要があると認めるときは、その協議により、臨時に前項の開館時間又は供用時間を変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市スポーツ推進委員に関する規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第64号

大津市スポーツ推進委員に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第2項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域において次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
- (3) 住民のスポーツ活動促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 市その他の行政機関の行うスポーツ行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。
- (6) 住民に対し、スポーツについての理解を深めること。
- (7) 前号に掲げるもののほか、住民のスポーツ推進のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域は、市長が定める。

(定数)

第3条 委員の定数は、46人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 委員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例及び規則に従い、かつ、市長の指示に従わなければならない。

3 委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となる行為をしてはならない。

(研修)

第6条 委員は、その職務を行う上で必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第65号

大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）の施行に関し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）及び建築物の耐震改修の

促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（要安全確認計画記載建築物等の耐震診断及び結果の報告書に添える書類）

第2条 省令第5条第4項の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 平成25年11月25日以後に耐震診断を行った要安全確認計画記載建築物にあっては、耐震判定機関（市長が建築物の地震に対する安全性に関する評価を的確に遂行するに足りる技術的能力を有すると認めた団体をいう。以下同じ。）が当該要安全確認計画記載建築物に係る耐震診断の結果又は耐震改修の計画が適正であることを証する書面の写し
- (2) 平成25年11月25日前に耐震診断を行った要安全確認計画記載建築物にあっては、前号に掲げる書類又は省令第28条第2項の表の上欄に掲げる建築物等の区分に応じ、同表の下欄に掲げる事項を明示した構造計算書
- (3) 省令第33条第1項の表に掲げる図書
- (4) その他市長が必要と認める図書

（耐震診断報告義務化建築物に係る報告）

第3条 法第13条第1項の規定による報告は、要安全確認計画記載建築物状況報告書（様式第1号）により行わなければならない。

（特定既存耐震不適格建築物に係る公表）

第4条 法第15条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、大津市ホームページに掲載することにより行うものとする。

- (1) 法第15条第2項の規定による指示に係る特定既存耐震不適格建築物の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 前号の特定既存耐震不適格建築物の位置、用途その他当該特定既存耐震不適格建築物の概要
- (3) 第1号の指示をした年月日及びその内容

（特定既存耐震不適格建築物に係る報告）

第5条 法第15条第4項の規定による報告は、特定既存耐震不適格建築物状況報告書（様式第2号）により行わなければならない。

（計画の認定の申請書に添える図書）

第6条 省令第28条第2項の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 耐震判定機関が法第17条第1項の規定による申請に係る建築物について同条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書面の写し
- (2) 省令第33条第1項の表に掲げる図書
- (3) その他市長が必要と認める図書

2 省令第28条第2項の規定にかかわらず、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第28条第2項に規定する構造計算書を添えることを要しない。

（計画の認定に係る軽微な変更に係る届出）

第7条 認定事業者は、省令第32条に規定する軽微な変更をしたときは、速やかに、耐震改修計画に係る変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（計画の変更）

第8条 法第18条第2項において準用する法第17条第1項の規定により計画の変更を申請しようとする者は、耐震改修計画変更認定申請書（様式第4号）の正本及び副本に、それぞれ当該変更に係る省令第28条第1項から第7項までに定める図書及び書類並びに法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けた建築物に係る変更にあっては第6条第1項各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、計画の変更の認定について準用する。この場合において、同項中「省令第28条第2項の」とあるのは「第8条第1項の」と、「第17条第3項第1号」とあるのは「第18条第2項において準用する法第17条第3項第1号」と読み替えるものとする。

（計画の認定に係る報告）

第9条 法第19条の規定による報告は、耐震改修計画認定建築物状況報告書（様式第5号）により行わなければならない。

（計画認定建築物の名義の変更）

第10条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事が完了する前に認定事業者に変更があったときは、名義変更届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了の報告）

第11条 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了したときは、速やかに、計画認定建築物耐震改修工事完了報告書（様式第7号）を、法第17条第4項に規定する場合にあっては建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項又は第18条第16項の規定により確認を受けた検査済証の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

（取りやめる旨の申出）

第12条 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修の工事を取りやめようとするときは、計画認定建築物の工事を取りやめる旨の申出書（様式第8号）により市長に申し出なければならない。

（地震に対する安全性に係る認定の申請書に添える図書）

第13条 省令第33条第1項の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 省令第33条第1項第2号に規定する国土交通大臣が定める書類を添えて、法第22条第2項の認定を受けようとする場合にあっては、省令第33条第1項の表に掲げる図書

(2) その他市長が必要と認める図書

2 省令第33条第2項第1号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 耐震判定機関が法第22条第1項の規定による申請に係る建築物について同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを証する書面の写し

(2) 省令第33条第1項の表に掲げる図書

(3) その他市長が必要と認める図書

3 省令第33条第2項第1号の規定にかかわらず、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする場合には、省令第33条第2項第1号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

4 省令第33条第2項第2号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 省令第33条第1項の表に掲げる図書

(2) その他市長が必要と認める図書

（基準適合認定建築物に係る報告）

第14条 法第24条第1項の規定による報告は、基準適合認定建築物状況報告書（様式第9号）により行わなければならない。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添える図書）

第15条 省令第37条第1項第3号の所管行政庁が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 耐震判定機関が法第25条第1項の規定による申請に係る区分所有建築物について同条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書面の写し

(2) 省令第33条第1項の表に掲げる図書

(3) その他市長が必要と認める図書

2 省令第37条第1項の規定にかかわらず、法第25条第1項の規定による認定の申請には、省令第37条第1項第2号に規定する構造計算書を添えることを要しない。

（要耐震改修認定建築物に係る公表）

第16条 法第27条第3項の規定による公表は、次に掲げる事項を明示して、大津市ホームページに掲載することにより行うものとする。

(1) 法第27条第2項の規定による指示に係る要耐震改修認定建築物の区分所有者を代表する者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(2) 前号の要耐震改修認定建築物の位置、用途その他当該要耐震改修認定建築物の概要

(3) 第1号の指示をした年月日及びその内容

（要耐震改修認定建築物に係る報告）

第17条 法第27条第4項の規定による報告は、要耐震改修認定建築物状況報告書（様式第10号）により行わなければならない。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第2条の規定は法附則第3条第1項の規定による報告について、第3条の規定は法附則第3条第3項において読み替えて準用する法第13条第1項の規定による報告について、それぞれ準用する。この場合において、第2条中「要安全確認計画記載建築物」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物」と、第3条中「要安全確認計画記載建築物状況報告書（様式第1号）」とあるのは「要緊急安全確認大規模建築物状況報告書（様式第11号）」と読み替えるものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

要安全確認計画記載建築物状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

要安全確認計画記載建築物の
所有者の住所又は主たる事務
所の所在地要安全確認計画記載建築物の
所有者の氏名又は名称

印

要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（建築物の耐震改修の促進に関する法律第 7 条の規定による報告の対象となる事項を除く。）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第 13 条第 1 項の規定により報告します。

1 要安全確認計画記載建築物の名称

2 要安全確認計画記載建築物の位置

3 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

※ 受付欄	※ 处理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- 注 1 要安全確認計画記載建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とします。

様式第 2 号（第 5 条関係）

特定既存耐震不適格建築物状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

特定既存耐震不適格建築物の
所有者の住所又は主たる事務
所の所在地特定既存耐震不適格建築物の
所有者の氏名又は名称

特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第4項の規定により報告します。

1 特定既存耐震不適格建築物の名称

2 特定既存耐震不適格建築物の位置

3 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

※ 受付欄	※ 处理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- 注 1 特定既存耐震不適格建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 番とします。

様式第 3 号（第 7 条関係）

耐震改修計画に係る変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定事業者の住所又は主た
る事務所の所在地

認定事業者の氏名又は名称

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項の規定による認定を受けた耐震改修計画について、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第32条に規定する軽微な変更をしたので、大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第7条の規定により、届け出ます。

1 耐震改修の計画の認定番号

2 耐震改修の計画の認定年月日

3 計画認定建築物の位置

4 軽微な変更の内容

(本欄には記入しないでください。)

※ 受付欄	※ 处理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 認定事業者の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 番とします。

様式第 4 号(第 8 条関係)

(第 1 面)

耐震改修計画変更認定申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定事業者の住所又は主た
る事務所の所在地

認定事業者の氏名又は名称

印

建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、耐震改修計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

1 耐震改修の計画の認定番号

2 耐震改修の計画の認定年月日

3 計画認定建築物の位置

4 変更の概要

(本欄には記入しないでください。)

※ 受 付 欄	※ 処 理 欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 認定事業者の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とします。

(第 2 面)

5 建築物及びその敷地に関する事項

[地名地番]		
[建築物の階数]	階	
[延べ面積]	m ²	
[建築面積]	m ²	
[構造方法]	造	一部 造
[用途]		
[工事種別]		

注 1 [用途] の欄には、建築基準法施行規則別紙の表の用途の区分に従い用途をできるだけ具体的に記入してください。

2 [工事種別] の欄には、「増築」、「改築」、「修繕」若しくは「模様替」又は「敷地の整備」のうち該当するものを記入してください。

6 建築物の耐震改修の事業の内容

[柱、壁等の補強又は増設の概要]
[構造耐力上主要な部分の配置の状況]
[構造耐力上主要な部分が韌性を持つための方法]
[構造耐力上主要な部分の接合部に係る措置]
[構造耐力上主要な部分の錆止め若しくは防腐のための措置又は白蟻その他の虫による害を防ぐための措置]
[基礎の状況]
[敷地の整備の状況]
[その他]

(第 3 面)

7 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画

	内訳	金額 (百万円)
支 出	工事費	
	事務費	
	借入金利息 ○ ○ ○	
計		
収 入	自己資金	
	借入金 (借入先) ○ ○ ○	()
	計	

8 建築物の耐震改修の事業の実施時期

[事業の着手の予定年月日]	年	月	日
[事業の完了の予定年月日]	年	月	日

様式第 5 号(第 9 条関係)

耐震改修計画認定建築物状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

計画認定建築物の所有者の住所
又は主たる事務所の所在地

計画認定建築物の所有者の氏名
又は名称

印

計画認定建築物の耐震改修の状況について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条の規定により報告します。

1 計画認定建築物の名称

2 計画認定建築物の位置

3 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄	※処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- 注 1 特定既存耐震不適格建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とします。

様式第6号(第10条関係)

名義変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定事業主の住所又は主た
る事務所の所在地

認定事業主の氏名又は名称

印

認定事業者に変更があったので、大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第10条の規定により届け出ます。

1 計画認定建築物の認定番号

第 号

2 計画認定建築物の認定年月日

年 月 日

3 計画認定建築物の位置

4 認定事業者の氏名

変更後	フリガナ	
	氏名	印
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	
変更前	フリガナ	
	氏名	印
	郵便番号	
	住所	
	電話番号	

5 理由

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄	※処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注1 認定事業者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。

様式第 7 号(第 11 条関係)

計画認定建築物耐震改修工事完了報告書

年 月 日

(宛先)
大津市長認定事業者の住所又は主た
る事務所の所在地

認定事業者の氏名又は名称



計画認定建築物の耐震改修の計画に基づく工事が完了したので、大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第11条の規定により報告します。

1 計画認定建築物の認定番号
第 号

2 計画認定建築物の認定年月日
年 月 日

3 計画認定建築物の位置

4 確認検査済証交付年月日及び番号
年 月 日 第 号

5 工事監理者
(級) 建築士 () 登録第 号

住所

氏名

(級) 建築士事務所 () 知事登録第 号

名称

住所

6 工事中の軽微な変更の内容

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄		※処理欄
年 月 日		
第 号		
係員印		

注 1 認定事業者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とします。

様式第 8 号(第12条関係)

計画認定建築物の工事を取りやめる旨の申出書

年 月 日

(宛先)

大津市長

認定事業者の住所又は主た
る事務所の所在地

認定事業者の氏名又は名称



計画認定建築物の工事を取りやめたいので、大津市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則第12条の規定により申し出ます。

1 計画認定建築物の認定番号

第 号

2 計画認定建築物の認定年月日

年 月 日

3 計画認定建築物の位置

4 理由

(本欄には記入しないでください。)

※ 受付欄	※ 処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 認定事業者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 番とします。

様式第 9 号（第14条関係）

基準適合認定建築物状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

基準適合認定建築物の所有者の住所
又は主たる事務所の所在地基準適合認定建築物の所有者の氏名
又は名称

印

基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第24条第1項の規定により報告します。

1 基準適合認定建築物の名称

2 基準適合認定建築物の位置

3 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

※ 受付欄	※ 处理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

注 1 基準適合認定建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 列 4 番とします。

様式第10号(第17条関係)

要耐震改修認定建築物状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

要耐震改修認定建築物の所有者の住所
又は主たる事務所の所在地要耐震改修認定建築物の所有者の氏名
又は名称

印

要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項について、建築物の耐震改修の促進に関する法律第27条第4項の規定により報告します。

1 要耐震改修認定建築物の名称

2 要耐震改修認定建築物の位置

3 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

※受付欄	※処理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- 注1 要耐震改修認定建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

様式第11号（附則関係）

要緊急安全確認大規模建築物状況報告書

年 月 日

(宛先)

大津市長

要緊急安全確認大規模建築物の
所有者の住所又は主たる事務所
の所在地要緊急安全確認大規模建築物の
所有者の氏名又は名称

印

要緊急安全確認大規模建築物の地震に対する安全性に係る事項（建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第1項の規定による報告の対象となる事項を除く。）について、同条第3項において読み替えて準用する同法第13条第1項の規定により報告します。

1 要緊急安全確認大規模建築物の名称

2 要緊急安全確認大規模建築物の位置

3 報告の内容

(本欄には記入しないでください。)

※ 受付欄	※ 处理欄
年 月 日	
第 号	
係員印	

- 注 1 要緊急安全確認大規模建築物の所有者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。
 2 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができます。
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とします。

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

大津市規則第66号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例(平成26年条例第14号)の施行期日は、平成26年4月28日とする。

告 示

大津市告示第85号

公印を新調し、廃止し、及び改刻したので、大津市公印規則(昭和48年規則第51号)第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

大津市長 越 直 美

1. 新調
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
大津市出納員収納課長之印	出納員収納課長名をもつて発する文書用	収納課長	平成26年4月1日	
大津市和邇市民体育館長之印	和邇市民体育館長名をもつて発する文書用	和邇市民体育館長	平成26年4月1日	
大津市坂本市民体育館長之印	坂本市民体育館長名をもつて発する文書用	坂本市民体育館長	平成26年4月1日	
大津市田上市民体育館長之印	田上市民体育館長名をもつて発する文書用	田上市民体育館長	平成26年4月1日	
大津市石山市民体育館長之印	石山市民体育館長名をもつて発する文書用	石山市民体育館長	平成26年4月1日	

大津市立瀬田南保育園長之印	瀬田南保育園長名をもって発する文書用	瀬田南保育園長	平成26年4月1日	
---------------	--------------------	---------	-----------	--

2 廃止
職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用廃止期日	印 影
大津市出納員納稅課長之印	出納員納稅課長名をもって発する文書用	納稅課長	平成26年3月31日	

3 改刻
市印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
大津市之印	国民健康保険被保険者証の確認、国民健康保険標準負担額減額認定証及び国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証の認定並びに医療受給者証、国民健康保険標準負担額減額認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証、後期高齢者医療特定疾病療養受療証、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証、老人福祉医療費受給券、福祉医療費受給券、重度心身障害老人等福祉助成券及び介護保険被保険者証の訂正用	日吉台支所長	平成26年4月1日	新
		瀬田東支所長		旧
				新
				旧

職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
滋賀県大津市長	戸籍、住民基本台帳、税務及び納稅その他の証明書、介護保険受給資格証明書、介護保険資格者証並びに一般文書用	瀬田東支所長	平成26年4月1日	新

				旧
大津市長之印	母子手帳用	日吉台支所長	平成26年4月1日	新
				旧

大津市告示第86号

大津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成22年条例第36号）第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う手続等を定めたので、大津市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年規則第77号）第3条の規定により告示する。

平成26年4月1日

大津市長 越直美

手続等の名称	根拠となる条例等の名称	条項	適用期日
教育キャンプ場の使用許可の申請	大津市教育キャンプ場条例（昭和49年条例第35号）	第3条	平成26年4月1日

大津市告示第87号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定により平成26年度の一般廃棄物処理実施計画を次のように定めたので、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）第25条の規定により告示する。

平成26年4月1日

大津市長 越直美

「次のように」は省略し、当該計画書を大津市役所環境部廃棄物減量推進課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

企業局告示**大津市企業局告示第6号**

公印を新調したので、大津市企業局公印規程（昭和59年企業局管理規程第3号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

大津市公営企業管理者 山本博志

公印の名称	用途	管守者	使用開始期日	印影

大津市公営企業管理者之印	契約監理課の所管する契約に係る一般競争入札公告及び契約文書用	契約監理課長	平成26年4月1日	
--------------	--------------------------------	--------	-----------	---

教育委員会教育長告示

大津市教育委員会教育長告示第2号

公印を廃止したので、大津市教育委員会公印規則（平成10年教育委員会規則第1号）第5条において準用する大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年4月1日

大津市教育委員会教育長職務代理者

大津市教育委員会 教育部長 松田 哲男

職印

公印の名称	用 途	管守者	使用廃止期日	印 影
大津市和邇市民体育館長之印	館長名をもって発する文書用	和邇市民体育館長	平成26年4月1日	
大津市坂本市民体育館長之印	館長名をもって発する文書用	坂本市民体育館長	平成26年4月1日	
大津市田上市民体育館長之印	館長名をもって発する文書用	田上市民体育館長	平成26年4月1日	
大津市石山市民体育館長之印	館長名をもって発する文書用	石山市民体育館長	平成26年4月1日	